

撮影までのながれ

水道局の施設で撮影したい

神戸市水道局浄水管理センター(078-351-2414)まで電話でご連絡ください。
撮影場所、撮影目的、撮影日等についてお話をうかがい、撮影の可否について仮判断いたします。
「撮影許可申請書」を送付いたしますので、メールアドレスまたはFAX番号をお知らせください。
※浄水管理センター所管外の施設の場合には、連絡先(施設所管課)をお伝えいたします。

浄水管理センターへ「撮影許可申請書」をメール(suido_jousuikanri@office.city.kobe.lg.jp)または
FAX(078-361-1598)でお送りください。

撮影を許可する場合

浄水管理センターより「許可する」旨を連絡し、「立入り願い」の様式をメール又はFAXで送付いたしますので、必要事項を記入のうえ、浄水管理センターまで提出してください。

撮影

撮影を許可しない場合

浄水管理センターより、「許可しない」旨を申請者様へご連絡いたします。
次の場合には撮影をお断りいたします。

- ①公序良俗に反している場合
- ②政治的・宗教的宣伝活動を目的としている場合
- ③個人のプライバシーを侵害するおそれがある場合
- ④当局施設のイメージを損なうおそれがある場合
- ⑤当局施設の本来業務に支障があると認められる場合
- ⑥その他施設管理者が適当でないと認める場合